

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画の決定（案）

（奈良市決定）

都市計画押熊町東地区地区計画を次のように決定する。（令和 年 月 日変更）

名 称		押熊町東地区地区計画			
位 置		奈良市押熊町の一部			
面 積		約 2.0ha			
区域の 整備・ 開発及び 保全に関 する方針	地区計画の 目標		本地区は、市の北西部に位置し、周辺では閑静な住宅街として良好な住環境が形成されており、これに隣接する形で新たな宅地開発が計画されている。 本地区において地区計画を定めることにより、民間の宅地開発事業の適正な土地利用を誘導し、閑静な住環境の維持、保全を図り、周辺と調和した緑豊かなうるおいのある住宅市街地の形成を図ることを目標とする。		
	土地利用の 方針		建築物の用途の混在等を防止するとともに、周辺と調和する土地利用のため低層戸建住宅地を主体とした土地利用を図る。		
	地区施設の 整備の方針		宅地開発事業により道路及び公園等を適正に配置し、整備された道路及び公園等の機能・環境が損なわれないよう維持・保全を図る。		
	建築物等の 整備の方針		建築物の用途の制限及び建築物の敷地面積の最低限度を定め、周辺と調和する建築物の整備に向け適正な誘導・規制を行う。		
地区 整備計画	地区施設の配置 及び規模		区 画 道 路	幅員 6 m	延 長 約 630m
	建築物等 に関する事項	建築物の用途 の制限	歩行者専用道	幅員 4.3m	延 長 約 24m
公 園			2 箇所	面 積 約 570 m ²	
調 整 池			1 箇所	貯水量 約 1,040 m ³	
次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1)住宅（長屋、重ね建て住宅及び共同住宅を除く。以下同じ。） (2)延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のアからウまでの一に掲げる用途を兼ねる住宅（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）					

地区整備計画	建築物等に関する事項	ア 事務所（汚物運搬用自動車又は危険物運搬用自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。） イ 理髪店、美容院 ウ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 (3) 近隣に居住する者の利用に供するために設ける公民館及び集会所 (4) 巡査派出所 (5) 公園に設けられる公衆便所又は休憩所 (6) 路線バスの停留所の上家 (7) 前各号の建築物に附属するもの（次のア又はイに掲げるものを除く。） ア 自動車車庫で2階以上の部分にあるもの イ 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎
		建築物の敷地面積の最低限度 200平方メートル ただし、次の各号に掲げる建築物の敷地については、この限りでない。 (1) 巡査派出所 (2) 公園に設けられる公衆便所又は休憩所 (3) 路線バスの停留所の上家
	区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり。	